

夏の暑い盛りの日、近世の郷学に関する石碑の拓本調査に同行させていただいた。岩坪先生が、大きな石碑に向かい、汗だくになつて水張りから墨打ちまで行う作業の手順を、私はデジカメに収めた。この日は、昼時近くになり気温が上がってくると、張つた水がすぐ乾いてしまふし、午後になると夕立につながる風が出てきて、紙がはがれてしまうこともあつた。拓本は早朝がいいという理由がわかつた。

民俗調査の過程で、石碑の銘文を採録することがある。その方法として、①石碑を見てひたすら書き写す、②分割して写真に撮つて読む、③石碑を読みあげて録音する、④拓本を採つて読む、などの方法があるが、これは私が行ってきた順である。石碑をひたすら読むには、午後から夕方の日ざしがいい。石仏少年であつたころには、私は拓本を採つたが、許可を得る必要があり、道具を持ち

合わせていないせいもあつて、民俗調査で拓本を採ることはなかつた。夏の拓本調査の後で、道具を揃えたので、記念碑などの長い銘文を記録する方法として、これからは拓本を採つていきたい。

道端や寺社の脇に石仏や石碑は立つている。石仏を彫刻造形として味わう人は多く、その愛好家の幅は民俗学をこえて広い。一方、近代に建てられた記念碑などの石碑は、造形的ではない文字の海である。染筆者が歴史上の有名な人物か書家であれば書跡としての価値もある。しかし、日本中に数多く建てられ続けてきた近代・現代の記念碑のほとんどは、民俗学や石仏研究から漏れ、近代史研究からも史料化がなされていなかつた。近年では自治体史に金石文編が設けられている場合があるが、近代以降が収録されていない。

私は小学生のころ、校庭の築山にあつた巨大な忠魂碑

を毎日目にした。そこにあるのは、巨大な碑の題目字、長い碑文、夥しい数の戦死者の氏名であった。今の私は、石碑を建てて人々に見せるに至った石碑のもつ言説と、建てられた石碑を見る人々の心意に関心がある。顕彰・慰霊・信仰の対象である近世・近代の記念碑を読み込んで得られる材料は多い。

記念碑を読んでみる一例として、水害・治水記念碑を取り上げてみたい。埼玉県北葛飾郡北川辺町は、茨城・栃木・群馬の三県と接した埼玉県の北東端にあり、利根川と渡良瀬川にはさまれた輪中地域である。かつては水害の常襲地域で、十八世紀後半以降、近年までの約二〇〇年間に八十回以上の水害が記録され、とくに明治期には十三回の堤防決壊があつた。北川辺町の集落は自然堤防上にあり、「水塚」や「かまえ堀」をつくり、「揚舟」を用意し水害に備えていた。北川辺町下柏戸の共同墓地に、天明六年（一七八六）の「万霊塔」と大正元年（一九一三）の「改葬記念碑」が建つており、次のように刻まれている。傍点は筆者が施した。

「万霊塔」

万霊塔建立意趣 時天明六丙午（水カ）□七月時□霖雨行水

而土堤損切当、此時殿堂院宝大小石碑皆流亡、予感有余、乃建一基、惣流失石碑、弔累代寺檀過去聖靈菩提而

維時天明八歳次□□□□ 医王山延寿院現住宥智謹識

（時に天明六丙午□七月、時□霖雨は行水して土堤は損切するに当たり、此の時殿堂・院宝・大の石碑皆流亡す。予有余を感じ、乃ち一基を建て、流失せし石碑を惣じ、累代寺檀の過去聖靈の菩提を弔ふ。）

「改葬記念之碑」

改葬記念碑建立意趣 木村金次郎並橋本秀蔵撰文
夫、近クハ影跡ヲ認メザリシ当邑延命院ノ由来ヲ尋ヌルニ、往昔、足利將軍尊氏公ノ末葉、源持氏公ノ御嫡成氏公五代ノ補佐、清和源氏八幡太郎義家公ノ末葉、根岸左近道照七代ノ孫、根岸隼人政乗ノ草創ニシテ、政乗氏当村ヲ居住ノ地ト定メケン、家督相承ノ業師如來・日光・月光・十二神將ノ秘仏ニシテ有シガ、常々劍難災障ヲ除キ、寿命長久ヲ祈リケルト、依テ茲ニ根岸又左衛門尉信政以來数代、寺ヲ讓

り受ケ、彼ノ尊像ヲ安置シ、寺ヲ医王山延命院ト号シ、別テ靈驗アラタナリケリ、其後天正年中二足利家ノ士官出井数馬、根岸家ノ余家橋本監物、当村居住ノ時、仏客僧坊悉ク造営シ、治世安民五穀成就ヲ祈リ、更代ノ住職亦愈ルコトナク勤メシガ、時哉節哉、天明六年午ノ夏、大洪水ノ為メニ、堤塘ト共ニ殿堂坊舎残リナク流出シ、跡ハ漫々トシテ滄海ノ如ク、住僧宥智ハ屋上ニ登リ、船ヲ呼ビ乞ヒ危機一髪ノ命ヲ拾ヒケリ、尊像ハ水上ニ浮シテ光明赫々タリ、宥智此ヲ見テ、一命ヲ惜ムナク浪ニ乗シテ取リ揚ゲ、多年ノ間仮家ニ安置シタリ、後本堂造立センノ議ヲ図リタンモ、衆庶薄福貧窮ニシテ再建ノ力ナク、遺憾ナガラ其素願ヲ達スルコト能ハズ、単ニ寂寞タル墓碑而已存在シ来タルニ、時二明治四十五年二月十日ヲ以テ、内務省起業渡良瀬川通河川改修工事施行ノ為メ、買収ノ件発表セラレ、墓地移設ノ止ムナキニ依リ、字宮四百四十二番ノ畑成ヲ、柏戸共有地ニ買上ゲ新墓地ト定メ、三月五日墓地新設ノ件、本県知事ニ願出、四月二十二日許可、遺骨改葬ノ件四月二十九日所轄警察署ニ願出、五月一日許可アリタル

ガ故ニ、五月五日改葬ヲ了シ、聊力衆靈ヲ弔慰センガ為メニ、五月十二日、壯嚴ナシ、改葬式ヲ挙行シタリ、茲ニ其顛末ヲ後生ニ伝ヘンガ為メ墓碑ニ刻ス、云爾、

大正元年七月三十一日建之

北葛飾郡川辺村大字柏戸 区長 飯塚政次郎

墓地管理者 出井貞次

大字協議員 小倉辰藏(ほか全十四名)

古河町石工 木村伊之助

天明六年の洪水は、水が江戸まで達した大規模なものであった。万霊塔を建立した僧宥智は簡潔な文でそれを伝えている。大正元年の改葬碑には、天明の洪水は、宥智の活躍として説話化されて描かれている(傍点部分)。大正期には天明の洪水を語る物語的表現が存在した。大正元年から始まった渡良瀬川の改修は、大正六年(一九一七)に竣工した。次の石碑は竣工記念碑である。

「渡良瀬川改修記念碑」(家) 建碑記

渡良瀬川在来ノ流程二十八里ノ中、埼玉県ニ属スル部分ニ里十八町二十四間、堤防ノ延長ニ里八町四間ニシテ、利根川ト共ニ利島・川辺両村ヲ擁シ、柏戸

ニ於テ思川ヲ合シ、本郷ニ至リテ利根川ニ会ス、往昔、堤防ノ設無ク、天然ノ地勢ニ任セタル時代ニ在リテハ、絶テ水害ノ歴史アルヲ聞カズ、文祿三年利根川ヲ川俣ヨリ分流シテ、佐波ニ導キ川口ニ向ハシメ、元和・寛永・正保ニ亘リ、佐波ヨリ分派シテ本郷二道セシヨリ、渡良瀬川ノ流域漸次水害ヲ蒙ルニ至レリ、是ヲ以テ熊沢伯繼先生ノ考案ニ基キ、元禄ノ頃利島・川辺ノ堤防ヲ創造シタルモ、宝暦年間迄ハ直高僅ニ四尺ニ過ギザリキトノ口碑存スルヲ以テ、猶ホ被害ノ輕微ナリシヲ推知スルニ足ル、沿岸ノ町村互ニ堤防ヲ築キ、漸次増築ヲ競ヒテ遊水区域ヲ狭メ、天保九年佐波及ビ伊坂ノ南流河道ヲ築切りシヨリ、水位ノ昂進甚シク、明治維新以來水源森林ノ濫伐ニ依リ、土砂ノ流出河床ノ埋没著シキニ及ンデ、水害益々劇甚ヲ極ムル、今天明六年以降明治四十三年ニ至ル一百二十五年間ニ於ケルニ大字破堤ノ蹟ヲ尋ヌルニ、柏戸地内ニ在リテハ、天明六年ニ、明治三年一、同二十九年一、同四十年一、小野袋地内ニ在リテハ、文政七年一、弘化元年一、同二年一、同三年一、明治四十三年一、ニシテ、利島・川辺両村

ノ周圍ヲ通ジテ、二十七回八十五箇所ニ及ブ、以テ其慘状想見スルヲ得可シ、於是政府渡良瀬川改修工事ヲ企画シ、総工費予算額七百五十万円、十箇年継続事業トシテ、内務技師從四位勲五等安達辰次郎氏統轄ノ上ニ之ヲ実施ス、而シテ柏戸・小野袋地先ノ工事ハ、内務技手永田勝喜氏之ヲ担当シ、大正元年八月起工ス、其買収セラレタル工用地、柏戸貳拾八町歩余、小野袋拾八町歩余、移転戸數、柏戸拾四戸、小野袋拾四戸、築用土七万四千九百坪、築堤延長壹千貳百五間、延人夫拾万八千八百人、延馬匹貳万四千七百頭、工費額六万貳千八百円ニ達シ、大正六年一月竣工ヲ告グ、居民於是蘇生ノ慶ニ遇フヲ得タリ、依テ右ニ刻シテ不朽ニ伝ヘントシ、余ニ文ヲ囑ス、即チ其顛末ヲ叙スト云至^⑧

大正六年二月 郷社雀神社々司加茂常堅撰文

(裏) 寄附者名 發起人名

撰文者は古河の雀神社の神主である。ここには、中世から近世・近代に至るまでの治水と水害とのかかわりが、年号とともに記されている(傍点部分)。中世には渡良瀬川は利根川に合流して江戸湾に流れ込んでいた。中世の

自然堤防時代は、河川が自然に分流し、各地域で小規模な遊水池となることで、洪水が制御されて水害はなかったと碑文は語る。

利根川の流路は、近世初頭から東に遷された。碑文は以下のように語る。元和から正保までの利根川の東遷工事によって、渡良瀬川・利根川とは別な水系であった鬼怒川・小貝川が、人工的に結ばれて合流した。東遷した新しい利根川が、銚子に流れるようになると、渡良瀬川の水害が増えだすが、まだ軽微であったという。ところが、洪水時に村が遊水池化することをきらって、沿岸の各村では堤防を高く築いたため、遊水池域がせばまった。また、利根川の南流河道が廃されたために分流しなくなり、加えて森林伐採によって河床が埋没して、水害が激しくなったという。水は合流すると洪水となるが、洪水時は分流路があることや、上流からの各地域が順次に一時的に遊水池となることで、下流への洪水が分散され制御されていたことが記されている。この記述の根拠は明らかではないが、口碑にあるとして伝承を記している。

ここには、遊水池による江戸時代の洪水制御方式が述べられている。また、分流によって本流の流量を少なく

して、二つの河川を人工的に結んだ利根川のもつ弱点を除こうとした点は、現代における利根川の治水方式をみても合理的な記述である。しかし、明治期の洪水の原因について、足尾鉬毒問題についてはまったくふれていない。隣村である谷中村が河川改修の竣工によって水没したことにふれていない。

政府は、大正元年に渡良瀬川の改修を着手するが、それ以前の明治四十(一九〇七)年には、足尾鉬毒問題を治水問題にすりかえて、約四五〇戸、二五〇〇人の栃木県下都賀郡谷中村を買収して廃村とし、そこに渡良瀬川を流し込んで遊水池化していた。大正六年二月の渡良瀬川改修の竣工は、谷中遊水池が完成して完全に水没するため、残留民十八戸が旧谷中村を退去した時でもあった。水害の村では洪水時の遊水池化は避けたいものであり、隣村が遊水池となれば、自村は水から助かる。谷中村の犠牲による竣工を、利島・川辺村(現在・北川辺村)の人々は、「蘇生ノ慶ニ遭フ」と喜んでこの碑を建てたと記す。この碑は洪水における遊水池の必要性を整然と述べ、利根川東遷の歴史的経緯の結果として、谷中遊水池(遊水池)をとりもたせた渡良瀬川改修の必然性を合理化して述べ

たのであつた。

谷中村の廃村は、政府と栃木県による人権を無視した暴挙であることは言うまでもない。隣村の犠牲によつて自村の救済があり、慶賀の表現とは裏腹に、辛酸の現実があることは、この地に住む人々には自明のことであつた。しかし、廃村と竣工直後の表現としては、河川改修工事の合理化とその慶賀を述べる以外にはなかつた。

そこに石碑を建てることには、文字による表現とは別な意味があつた。天明八年と大正元年の石碑は慰霊碑であつた。大正六年の竣工記念碑には、水害の年代とその回数が記されており、この石碑はそれらの水害にかかわる慰霊碑でもあつた。また同時に、隣村の犠牲による自村の恩恵という負い目を負つた地域にとつては、渡良瀬川改修にともなうすべての犠牲や辛酸に対する鎮魂と慰霊の碑でもあつた。

渡良瀬遊水地の周辺の四県六市町村（小山市・藤岡町・野木町・古河市・北川辺町・板倉町）は、「水場」と呼ばれた。河川の蛇行地点や堤防決壊所には、洪水を防ぐために、近世には水神碑が祀られた。近代になると、水神が祀られた地には、水害・治水・土地改修に関する記

念碑が建てられた。堤防のノリ面に建てられた大正六年の竣工記念碑も、工事によつて治水される意味で、水の神を鎮めるものであつた。

石碑は文字資料であるが、村人が撰文するにあつては、口頭伝承が用いられることがあつた。また、石碑の文字を読んだ村人から、口頭で村人に伝承されることもあつただろう。口頭伝承と文字との交錯が、石碑によつて行われていた。また、石碑はその大きさや形が、顕彰や慰霊としてのを意味を示している。石碑は文字以外の部分でも読むところがある。（完）